

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第74条第1項	被害防止の措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

健康有害物質取扱者又は汚染時取扱者等が第71条第1項又は第2項に規定する必要な措置を講じていないことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。